

1962年6月13日(第3日目)

1. 開会並びに散会時刻(午後2時~午後4時24分)

2. 出席議員は次の通りである。

議員																				
1番	仲	村	泰	正	4番	佐	喜	真	慎	ゆ	5番	中	山	勝	豊					
6番	安	里	辰	剛	7番	崎	岡	保	一	郎	8番	中	花	正	大					
9番	米	須	清	ゆ	10番	仲	木	正	重	11番	知	花	城	正	善					
12番	中	里	幸	助	13番	松	本	利	寛	14番	花	山	本	朝	徳					
15番	天	久	盛	雄	16番	当	山	伊	太	17番	安	次	富	盛	信					
18番	相	敏	三		19番	宮	里	敏	行											

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は出席議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次の通りである。

村	長	仲	村	春	勝	助	役	兵	屋	真	徳	取	入	役	仲	村	春	松					
総	務	課	長	松	川	正	晴	財	政	課	長	当	山	喜	喜	経	済	課	長	沢	し	安	一
健	設	課	長	桑	江	良	徳	水	道	課	長	真	里	将	俊								

7. 本会議の書記は次の通りである。

書記長 松川 正晴 書記 原 屋 毅 伊佐 正晴

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1. 1961年度野洲村才入才出予算決算認定について

議 長~出席16名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しますので只今より本日の会議を開きます。
(午後2時00)

議 長~日程第1, 議案第12号 1961年度野洲村才入才出決算についてを議題と致します。

議 長~監査委員の報告を求めます。

富 里~報告致します。決算はいか様に執行されたか、結果が表われているので御座いますが、何れ確認後にあるにしても議会で論議された予算がいかに執行されたか、無効がなかつたかどうかと云う面を考えますが、特に各款において不用額があり追加更正でふやした款が尚不用

額を出している。又予備費もありながら不用額を出したと云うことは、
は今後執行者の同意として努力してもらいたい。特別会計の場合には
多少一般会計とおむきむきが愛つてこうなるつていいますが、実際問題
として水道特別会計の方は損益計算を表わして、各々の損益が表わ
れるところ云う面を、もち論原備却があつてこそ正しいあり方であ
らないかと、この面を指して大いに努力してもらいたい。今各課ので
説明もありました。何んと云つても財政課は村のしよ所で大蔵省であ
りますので、代事がある通り行かない場合は、そのしよ所か財産の維持
管理の面、課税に對する賦課台帳の整備とか、これは村長の補助員
である関係者の責任である云うこととありますが、何んと云つても
も財政課の職員が少ない。外と比較した場合、倍以上の仕事の面と
去年の4月から今年3月までに家屋の増築関係が約900件もふ
えそれに特定の評議員が居ないと云うことと財政課の職員が行つて
調べるとその為め令書がおくれたと云う様に考えられる。今後執行
上の問題として、財政課の方をもつと充実する事において、すはら
しい結果が生れるところ考えます。財産管理の面で評会からもこう
してやれと云われていますが、もち論財政課でも非常に努力はされ
ていますが、何んと云つてもおいつかない状態であるとの事ですが、
この面は応急の愛化がある。以上早急に解決してもらいたい。財産
取得について、学校敷地において未だ未契約との事でありましたが
財産取得の面から評会でも評決された問題でありますし、なるべく
早く解決してもらいたい。条例関係の適用と云う面におきまして、
令書の発行でございしますが、職員が多忙であるにもかかわらず令
書の通りに近づきつつあると云うのは善い事であると尚一層努力し
て載きたい。経済課の方を申しあげますと、現在市場はしつ工はし
ているが未だ開店してない。これは一例を申し上げますと、周
の店ばが未だ出衆てないことと、条例の4条を適用して何んだかの
形で早急に店を開いてもらいたい。共進会のありかたについて、は
とんど農家対象が主体になつて居るが、村の共進会をもつと幅をも
たす意味で審査項目をふやすなりしたら、村民が多く参加するのでは
ないかと思つて要望を申し上げます。建設課については現在3名
欠員がありますが、都計の企画としてでは人選等難しい点があつた
様であります。評会からも都計都計とさげばれていますが、土木
事業が年度末になつて施行される様であります。予算は可決して
何故年度末にさつとうするかと云うことは1例を申し上げますと、
財政課の問題とも関連します。即ち令書のおけると云う事はそ
れだけ予算の通達がおくれる。又ほとんどの政府補助の内示がおそ
くなつて政府から内示される。これにとまらう職員欠員のため、
政府の見積がとばしいと云う事、請負業者が現在多忙であり、又落札者
が居ない。又土木の利害関係、1例を申しますと真柴原の排水
工事関係が直接の被害は大謝名、真志喜である。この様に利害関係
がある。土木工事は一度疎れると再度にやるのは難しいのでこれ等
も考慮に入れてこの様な事がない様にしてやつてもらいたい。水道
課については非常に業積が上がつて居ると云う事は認めますが、尚

集金等の点であまりかんばしくないと言う事は使用者はほとんど仕事に出ておられます。又役所職員である以上8時から5時までと云う状態で不在の時間が多いのだと、この点が集金面に難しい点もありますけれども、何んだかの方法で大きな成果をうちだすかと言うのが問題であります。最後に企画統計室について御さいますが、何さんと申しまして、現状や課長さんの意見を伺つて見ましてもいざ去つた場合、もち論総務課の管轄でございしますが、あらゆる面において沢山ございしますが、1例を申しあげますと市昇格の資料作りのお問題で考えた場合もち論法的な資料が準備はされますが、何んと云いましても、外の資料が必要だと云つた場合、尚今後のあり方を考えた場合、企画室で計画される。その案がここで出来てどんなことがあつても、どんな大きな事業であつてもここで資料をもちづける事において各事業においても又各県の仕事においても大きな結果を見出す。市昇格にもなつて一応改革と云うことも考えられるが早急にこの設置をやることにおいて、大きなやくになる。もう1つ直接収入役さんの下の出納員がおりますが、証ひょう関係も昨年3.4倍もなつている。納税の納税方面もまとまつて来るし、諸帳簿関係収入関係も収入役1人でやつている。細面が多いために仕事もふえると云う関係から増員あることによつて、繰密に仕事が出来ると云う事でありませう。以上を以つて報告を終わります。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後2時32分)

議長～再開致します。(午後2時33分)

13番～報告の中に1歳状況について村民のサービスを考えて場合、もう一人採用すべきであると、現在38名となつているが、1名採用すると云うよりは、外の課より圓した方が良く思うが、

議長～暫休憩致します。(午後2時35分)

議長～再開致します。(午後2時40分)

議長～17番議員の出席を報告致します。

13番～固定資産税はそうかも知れませんが、村民税、事業税もそうなつて居るか。

財政課長～村民税の場合、申告だけでは全所得をつかむ事は出来ない。税務署の課税が8月頃で向こうの源泉徴収簿や色々の資料がありますので9月以降降になる事業税は固定資産税を賦課すると、すでに63年度は台帳にのせてありますが、当初予算の都合で企画も爰えなければならぬと云う状態でこれも書いて行かなければならぬと事業

事業税の場合は、この様な固定資産もあります。これが7月頃まで続きますので条例通りやるのは困難となつていますが、大体それぞれに近づきつつありますか。

村長～毎年財政課の仕事を向上させるか、なんやでいる間に機動化さも立てて徴税面にも当ると云う事と課長にもよく課の出来る様な台帳を整備する。徴税においてもあまりに或時期にあつても困るかから令書も条例の通り発行する様にと云うておられますが、課長の云う様に人員不足が見受けられるので、今度2人増員する様にして1人は徴税に、課内の人員を充分検討すれば何とか出来ると思つております。

17番～只今の1,17\$25¢の予算額をオーバーしているが、1項4目の雑用額1,625\$,何故にこれだけ消化したか。

総務課長～117\$の予算額に対し、不足したが、この方は特に60年度から新しい機構による活動が非常に活発になつたと、折衝事務とか、59年に建設課が設置され61年に本格的活動に入つたと云うふうでその他も活発になつたので、当初予算見積りがつかつたと云う事でありまして、特要費の備品費であります。これは後で調査してお答えします。

8番～更正で見積られたのが当然任期から止めると云う予定であつたと思ふが更正の時期がおくれたのか、実際は3月になつて区長さんが退任されて初めて更正されたと思ふがその時期についてどうなつているか。

助役～今先も申しました通り、当初予算では区長の退職金は計上してなかつたが、この方を何故計上したかと云いますと、既に当初予算当時でありまして、区長の任期が年末から年初めにかけてで1ヶ年見積もれば必ず当初予算で組むべきでしたが、当初予算では何人なるか見越していなかつた。当時は6ヶ月以上については退職金を支給するとの条例でありましたが、12月になつて区長の交代と云うのが出来て計上したが3月に条例が改正なつて2ヶ年以上となつて区長の任期は1ヶ年であるか。引継ぎの場合において2ヶ年を適用すると云う事になつて12月の更正では6ヶ月以上1ヶ年となつていたのが3月で5ヶ年以上引続きとなつたので結局は前の場合は該当者はいるが、後の場合該当者はなくなるとの関係で3月で予算更正すべきのが条例だけ改正したのでこうなつております。

15番～職員給で当初予算145\$の更正減となつているが雑用1,840\$12¢の雑用減となつているが、5名位やとえるんじゃないかと思ふが役場の機構で欠員などあると思ふがどうしてこれだけ予算執行出来なかつたのか。

村長～9人の人替えがありますが、前の方がやめて直ぐ補充出来ない場合

村 補充はしても前任者との未給額が違った場合等あつてこれだけ雑用となつたと思う。

15番～これは人替とか、未給の差でこれだけの雑用額は出ないと思いますが。

8番～固定資産評価員、これは完全に消費的経費である。お互の固定資産の評価を充分にして載いて同時に財源として表われる大事な処の責だと思ふ。同時に賦課の公正とも關し税の増収ともなり大事なことだと思ふが。

17番～研修費について職員会の運営のために使用するのか。

総務課長～報償費は内外町の研修とか、外部的の地課とか労働局とかありますがこの方はこちらの自主的なものですからこちらから派遣要請をしないと派遣しませんので、その場合の当然村がもたねばならないのでその意味のものである。消耗品はこの研修の場合プリントを配布したりしますが、その費用である。印刷費は研修用として、特に作るための費用、職員の質の向上のためのプリントの費用である。補助金は60会計年度からであります。職員に対するもので主に体位向上面でこの場合は中部地区とか、全島の団体等の催しがございりますが、その時のユニホームやその他の体育用具の費用であります。

17番～職員会とありますが、会を運営するために会員の負担の面があるかどうか。

総務課長～特に運営費は使っておりません。費用が出ない様な運用をしております。この補助金は職員の中の体位向上のためのものであります。

議長～暫休憩致します。(午後4時10分)

議長～再開致します。(午後4時23分)

議長～本案は質疑の段階において経緯審議にしたいと思ひますが御異議ございませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので左様決定致します。

議長～本日の日程はこれを以つて終ることに致します。尚明日は午前10時より再開することに致します。

議長～***散会*** (午後4時24分)